

基本理念

四国厚生支局は、国民一人一人が、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

行動指針



■ このほかに、職員が日常業務の中で心がけるべき具体的な行動の在り方として「四国厚生支局実践「八・十・八」箇条」を定めています。

年金・健康福祉部門

- 年金や健康保険の決定に対する審査請求の対応
 - 日本年金機構が行う各種業務の認可等
 - 年金記録の訂正請求の調査審議・決定
 - 各種養成施設等の指定及び監督
 - 福祉、保健衛生関係の補助金の執行
 - 地域包括ケアシステムの構築の支援
 - 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金等の認可等及び指導監督
- 等

- 施設基準等の申請・届出事務
 - 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者等の監督
- 等

医療指導部門

- 薬物犯罪の捜査
 - 医療麻薬等の監督、指導
 - 啓発活動・再乱用防止活動
- 等

麻薬取締部門